

最近の公害裁判例 第14回

スポーツ施設からの騒音による精神的苦痛を理由とする損害賠償及び施設の使用禁止等の請求が、いずれも棄却された事例

公害等調整委員会事務局

平成24年2月20日さいたま地方裁判所熊谷支部判決
(判例時報2153号73頁、判例タイムズ1383号301頁)

【事案の概要】

- 1 原告ら6名は、被告の管理運営するスポーツセンター（以下「本件施設」という。）の近隣に住む住民である。本件施設は、被告の経営する学校の生徒の運動施設として使用されているほか、フットサル場として一般にも貸し出されている。
原告らの自宅及び本件施設の所在地は、都市計画法上の第一種住居地域に当たり、同地域における環境基準が昼間（午前6時から午後10時まで）について55dB以下、埼玉県生活環境保全条例及び同施行規則が定める規制基準が昼間（午前8時から午後7時まで）について55dB、夕（午後7時から午後10時まで）について50dBとそれぞれ定められている（但し、本件施設は規制基準の適用を受けない。）。
- 2 本件は、原告らが、本件施設から発生する騒音（ボールを蹴る音、ホイッスルの音、プレイヤーや観客の声等）によって平穏かつ快適な生活を奪われ精神的苦痛を被ったなどと主張して、被告に対し、①不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料等の支払いを求めるとともに、②人格権に基づき、本件施設からの騒音の差止め及び特定の時間帯における本件施設の使用差止めを求めた事案である。本件施設からの騒音が受忍限度を超えるか否かが主たる争点となった。

【裁判所の判断の要旨】

請求棄却。

以下の各事実を総合的に考慮すると、本件騒音は、受忍限度内のものととどまる。

- 1 本件施設に隣接した敷地上にある原告宅と同施設との敷地境界における等価騒音レベルは57ないし58dBであり、環境基準及び規制基準をわずかに上回るものの、これをもって直ちに受忍限度を超えとはいえず、本件騒音のレベルは、自宅外でも日常生活に重大な影響を及ぼすほどのものではない。
- 2 本件施設からの騒音のうち音量が大きいのは、突発的・瞬間的に発生するボールが壁などに当たる音や歓声などであるが、その頻度は約30分間で数回程度にとどまる。子供の高い声などを含め、これらの騒音は、通常の会話に支障を及ぼすほどのものではなく、騒音と感ずるかは主観的要素も大きいと考えられる。

- 3 原告らが主張する不安障害等の各症状は、必ずしも本件施設からの騒音によって生じたものとは認められない。
- 4 本件施設の使用頻度の減少等に伴い、騒音が低減している。
- 5 被告は、本件訴えの提起の前後を通じて、相応の費用を支出して防音工事をした上、施設の使用終了時刻を繰り上げたり、原告らが最も問題視していた大会の開催を取りやめたりするなど、騒音の低減のために努力をしてきた。
- 6 原告ら以外の近隣住民は本件騒音に対する苦情を述べていない。
- 7 被告は日系ブラジル人の教育の一環として本件施設を建設したほか、地域住民等にも本件施設の使用を認めるなど、同施設は、単なる営利目的の施設ではなく、一定程度の社会的価値が認められる。

【解説】

1 違法性の判断基準としての受忍限度

- (1) 騒音等の被害が問題となる事案では、多くの裁判例において、「受忍限度」が違法性の判断基準として用いられ、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって、侵害行為の違法性の有無を判断するという考え方が確立しています（最一小判平成6年3月24日集民172号99頁等）。
- (2) 本判決は、音源がスポーツ施設というやや特殊な騒音被害について、上記見解に依拠して受忍限度を違法性の判断基準とした上で、騒音レベルが環境基準等を上回る程度はわずかであること、本件騒音の種類・性質や被告が騒音低減のために行った措置、本件施設の公益性等を総合的に考慮して、本件騒音は受忍限度内であると結論づけたものです。

本判決のなかで、公法上の基準だけでなく、各種文献や報告書等で指摘されている数値にも照らして「侵害の程度」が評価された点や、判断の根拠として示された前記要旨2ないし7で示された各事情は、近隣施設からの騒音被害が問題となる他の事案においても、違法性を検討する際の視点として参考になるものと思われます。

2 損害賠償請求と差止請求

なお、本件では、原告らの損害賠償請求及び本件施設の使用禁止請求がいずれも棄却されています。

差止請求では、差止めにより加害者側が被る影響に鑑み、受忍限度内かを判断する際に考慮すべき要素の重要性には差異を設ける考え方が定着しており、一般的に、差止請求では、損害賠償請求に比べてより高度の違法性が要求され、被侵害利益の内容や侵害行為の公共性・公益上の必要性が特に重視されると考えられています（最二小判平成7年7月7日民集49巻7号1870頁、同2559頁参照）。そのため、本件とは異なり、空港や鉄道といった特に公共性の高い事業に伴う騒音被害の事案などにおいては、差止請求と損害賠償請求とで結論を異にする場合もあります（最近の裁判例として東京地判平成22年8月31日判時2088号10頁参照）。